## 債権者集会招集

**平成２１年（フ）第２５５８号**
大阪府東大阪市岩田町２丁目２番27号
破産者　三和実業株式会社
1　期日　平成23年10月14日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２１年（フ）第８９号**
山口県熊毛郡田布施町大字波野2154番地４
破産者　北瀬　初江
異議申述期間　平成23年９月５日まで
平成23年７月25日　山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第３２７１号**
福岡市西区今宿駅前１丁目３番28―105号
破産者　有限会社トヨタ時計店
異議申述期間　平成23年９月12日まで
平成23年７月19日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第７４号**
熊本県上天草市大矢野町登立9329番地
破産者　山中　幸弘
異議申述期間　平成23年９月13日まで
平成23年７月25日
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１３８３号**
福岡県大野城市仲畑２丁目６番１号
破産者　株式会社楢崎製作所
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年７月20日
福岡地方裁判所第４民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３２４９号**
大阪府吹田市藤白台４丁目11番８号
破産者　上田　　修
免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
平成23年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可決定

**平成２２年（フ）第２９５５号**
福岡県宗像市鐘崎273番地
破産者　石谷　**燁**子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算終結

**平成２３年（ヒ）第３０２１号**
大阪府守口市八雲中町３丁目１番１号
清算株式会社　ファンコム株式会社
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（ヒ）第３０２２号**
大阪府守口市八雲中町３丁目１番１号
清算株式会社　ＡＪＴ株式会社
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（ヒ）第１２号**
岡山県玉野市永井2726番地
清算株式会社　王子リゾート株式会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 特別清算協定認可

**平成２２年（ヒ）第３０１３号**
大阪府吹田市南吹田５丁目38番25号
清算株式会社　株式会社ミツヨシ
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し平成23年４月25日（本協定案提出日）までの原因に基づいて発生した協定債権とし、同債権を有する者を「協定債権者」という。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、別紙物件目録記載の不動産について担保権が設定された協定債権で、平成22年５月27日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
担保権付債権を有する協定債権者を「担保権付債権者」といい、その詳細は別紙担保権目録記載のとおりである。
2　別紙物件目録記載の不動産の評価の時期及び額
担保権の対象となる別紙物件目録記載の不動産は平成23年４月25日の時点で評価し、その評価額は150万円とする。
3　弁済
⑴　担保権付債権者が有する協定債権のうち、上記評価額の３分の１に該当する50万円を控除した残余部分については第１回弁済の対象とし、一般債権の例によって弁済する。
⑵　別紙物件目録記載の不動産は、これを換価処分し、換価代金から諸経費（税金等）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、換価終了後即時に、各担保権付債権の弁済に充てる。
尚、各担保権付債権者に対する担保権による弁済が上記評価額の３分の１に該当する50万円を超過する場合は、その超過部分に0.214を乗じた金額を控除した上で優先弁済する。
⑶　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
4　換価代金が上記評価額より過少であった場合の取扱い
上記評価額の３分の１に該当する50万円と担保権による弁済との差額については、第２回弁済の対象とする。
第３　一般債権
1　定義
本協定における「一般債権」とは、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
2　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
一般債権及び担保権付債権者が有する協定債権から50万円を控除した残余部分の21.4パーセントを、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済及び免除
①　弁済
㋐　第２回弁済は、担保権付債権の担保権によって弁済されなかった残額（以下、「不足額」という。）及び一般債権を対象として行う。
㋑　清算株式会社は、各協定債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、㋒の割合に応じて弁済する。
㋒　第２回弁済額算定に当たっては、㋐の不足額及び第１回弁済前の一般債権額を合算して協定債権額総額を算定の上、各協定債権額の割合に応じて弁済額を決定し、当該額から第１回弁済における支払済み弁済額を控除して行う。
②　免除
各協定債権者は、第２回弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から第１回弁済及び第２回弁済の弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　追加弁済
第２回弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が上記②の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
目録省略
大阪地方裁判所第６民事部